



見ていますよ!

店員さんが...

周りのお客さんが...

私服警備員が...

防犯カメラが...

万引きは犯罪です!!

万引きは
窃盗罪にあたり
法律によって
罰せられます!!



万引きは窃盗という犯罪です。刑法で窃盗は「10年以下の懲役に処する」と規定されており、非常に重い罪なのです。見つかったから品物を返したり、お金を払えばいいというものではありません。

※ 刑法 第235条

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

万引きをすると…

警察や裁判所に行くための時間、物品よりも高い罰金が必ず必要になります。



万引きをすると家族を悲しませたり、社会的な信用を失い、仲の良かった友だちをなくすことになります。万引きをしていなくても、そばにいて見張りをしたり、万引きした物品と知っていてももらうことも犯罪になります。

ご家族の皆様へ

- 万引きした物品はほとんどが家庭に持ち込まれています。どの部屋も家族みんなが自由に出入りできるような雰囲気づくりを心がけましょう。
- 見慣れない物を見つけたら見過ごさず、入手先を確認し、犯罪によって手に入れた物でないかどうか確かめるようにしてください。

万引きは、しない・させない・許さない